

大川市議会第4回定例会会議録

令和3年12月10日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永島幸夫	9番	古賀龍彦
2番	宮崎貴仁	10番	平木一朗
3番	内藤栄治	11番	永島守
4番	宮崎稔子	12番	龍誠一
5番	馬淵清博	13番	遠藤博昭
6番	西田学	14番	箴島かおる
7番	古賀寿典	15番	川野栄美子
8番	吉川一寿		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	倉重良一				
副市	長	橋本浩一				
教	育	長	内藤妙子			
会	計	管	理	者	長	馬淵嘉臣
(兼)	会	計	課	長		
人	事	秘	書	課	長	仁田原敏雄
総	務	課	長	田中準一		
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	
企	画	課	長	野中貴光		
農	業	水	産	課	長	中島聖佳
(併)	農業	委員会	事務局	長		

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 永 島 潤 一
監 査 事 務 局 長 志 牟 田 達 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記 龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第72号 令和3年度大川市一般会計補正予算

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第72号)

1. 追 加 議 案 に 対 す る 質 疑

(議案第72号)

1. 委 員 会 付 託

(議案第72号)

1. 委 員 長 報 告

(議案第72号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第72号)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前 9 時 30 分 開議

○議長（平木一朗君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第56号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第56号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定について外2件について、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第56号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域再生法の規定により寄附をした法人に対して課税の特例が適用される企業版ふるさと納税を大川市ふるさと基金に受け入れるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第64号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

各款に計上いたしております人件費は職員の異動等に伴う調整を行おうとするものであります。

総務費には、国県支出金等過年度分返還金6,917万7千円、民生費には、障害者自立支援給付費2,865万円、障害者自立支援医療給付費1,202万円など、計4,916万8千円が計上されております。

衛生費には、健（検）診結果等の様式標準化整備業務委託料等480万2千円、農林水産業費には、被災農業復旧支援事業費補助金2,610万7千円、経営所得安定対策等推進事業費補

助金 9 万 6 千円等、計 2,629 万 5 千円が計上されております。

商工費には、大川音楽祭開催継続支援補助金 161 万 6 千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は 1 億 3,935 万 4 千円となったところであります。これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当することとあります。

繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない新田漁港改修事業及び大川中央公園リニューアル事業について、翌年度への繰越しを行うものであります。

また、債務負担行為の補正につきましては、ゼロ市債に関し、水路整備工事費、道路維持工事費など、計 4 件について追加を行うものであります。

委員会では、まずゼロ市債について、水路、道路工事等に関し、ある程度の計画があつて組まれているのかただしましたところ、具体的な工事場所については、現在行っている来年度の予算編成において決定することとしている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、3 款 1 項 1 目自宅療養者等支援物資調達業務委託料の内容についてただしましたところ、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者には県保健所から 1 週間分の生活物資の配送が行われるが、濃厚接触者及び自宅療養者の 1 週間を超える部分の生活物資について、市が独自に配送するサービスを考えているもので、予算は 1 人当たり 1 万円である。支援物資については必要に応じ、相談を受けた内容に従い個別に対応を行い、また、周知方法については、保健所から本人への連絡の際、県のサービスと併せて市のサービスを案内していただく旨の答弁がなされたところでございます。

次に、4 款 1 項 3 目健康増進事業費の健（検）診結果等の様式標準化整備業務委託料について、標準化するとはどういうことかただしましたところ、学校や職場など、生涯にわたる個人の健康等の情報を、マイナポータル等を用いて電子記録として個人が把握できる仕組みであるパーソナルヘルスレコードを拡充するために、健康増進法に基づき実施している市の各種健（検）診等の結果について、標準的な形式により情報連携ができるよう整備を行うものである旨の答弁をいただいたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 69 号 指定管理者の指定について御報告を申し上げます。

本案は、各コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条

の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明によりますと、これまでの指定期間については令和4年3月31日をもって5年間の指定期間を終了するため、令和4年度から再度NPO法人大川市コミュニティ協議会に5か年の指定を行うものでございます。

委員会では、まず修繕費の対応についてたどりましたところ、少額の場合は指定管理料の中で対応していただき、大規模の場合には、NPO法人大川市コミュニティ協議会、コミュニティセンターとの協議を踏まえ、市が修繕を行う旨の答弁がなされました。

次に、市は災害時の避難所としての対応をNPO法人大川市コミュニティ協議会にお願いしているのかたどりましたところ、指定管理者が行う業務内容に含まれているが、去年、今年と職員のコロナ感染のリスクもあったため、避難者の受入れの際には市職員を配置し、できるだけ安全確保に努めてきた旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第56号 大川市ふるさと基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和3年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第57号 大川市立学校施設の利用に関する条例の制定について外9件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第57号 大川市立学校施設の利用に関する条例の制定について外9件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第57号 大川市立学校施設の利用に関する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、条例で規定されている学校施設使用許可願等の様式を規則で定めることとするとともに、昭和29年に制定された条文全体の見直しを行うため、大川市立小学校並びに中学校施設使用条例の全部を改正しようとするものであります。

内容といたしましては、現行の条例の主旨、例えば、学校施設の利用や貸出し、使用料等に関する規定を変更するものではなく、近年のデジタル化、オンライン化を踏まえ、行政手続における申請書類等での押印の見直しが進められているため、現行条例で規定されている様式の中の押印部分を削除し、今後新たに定める規則により様式を規定するほか、現行条例が昭和29年制定時の文章表現を引き継いでいるため、現代用語に改めようとするものであります。

委員会では、クラブチーム等の学校施設利用においては夜間照明を使用していると思うが、使用料の改定は行われていないので、金額は見合っているのかただしたところ、市内のクラブチーム等の利用については、社会体育団体の育成や生涯学習活動の振興を図る観点から、使用料の減免を行っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第58号 大川市公民館施設使用条例を廃止する条例の制定について御報告申し上げます。

現在、大川市中央公民館は、大川市文化センターと同じ場所に設置しており、会議室等の施設の使用申請については、大川市文化センターの施設として使用申請、使用許可を行っていることから、現状の運用に合わせ、廃止しようとするものであります。

委員会では、中央公民館は独立した組織だと思うが、公民館を借りるのに、なぜ文化センターの許可となるのかただしたところ、以前、中央公民館は向島の社会福祉協議会の場所にあったが、文化センターができた際に、文化センター内に中央公民館が入った経緯があり、この条例が残っている。実際は、公民館施設を借りるという申請はなく、借りる部屋は全て文化センターの研修室等であるため、現状に合わせて運用するもので、公民館施設使用条例の中に、使用料等については文化センターの設置及び管理に関する条例に基づくこととなっているため、文化センターの施設を借りることになる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第59号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第60号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての両議案は、同種の案件であり、一括して審査を行いましたので、一括して御報告申し上げます。

両議案とも、家庭的保育事業等や保育園等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務の負担軽減を図るため、関係法令が改正されたことに伴い、書面等で行う事務について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定しようとするものであります。

まず、議案第59号は、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、家庭的保育事業者が作成・保存する書面等に関し、電磁的記録による方法を可能とす

るよう改正されたため、所要の改正を行い、また、省令に沿った文言の整理も併せて行おうとするものであります。

次に、議案第60号は、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、特定教育・保育施設等が作成・保存する書面等や保護者との間の手続に関係する書面等に関し、電磁的方法を可能とするよう改正されたため、所要の改正を行い、また、府令に沿った文言の整理も併せて行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第59号及び議案第60号の両議案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 大川市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、施設の老朽化等を踏まえ、老人福祉センターを閉館し、同センターが持つ高齢者の健康増進と生きがいつくり及び高齢者の交流を深める機能を保健センターへ移転させるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、老人福祉センターの機能を移転するとともに、大川市社会福祉協議会の事務所も移転するため、従来の健康づくりに加えて、福祉活動の場に資することを目的として設置するものであり、名称を大川市健康福祉センターとし、付則の第1項で施行期日を令和4年4月1日、第2項で大川市老人福祉センター設置及び管理運営に関する条例の廃止を規定しているとのことであります。

健康福祉センターの概要については、開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで、入館料は無料とし、実施事業については、高齢者福祉事業として、これまで老人福祉センターで行われていた休憩スペースの提供、介護予防事業の実施、年間行事の開催のほか、新施設にはお風呂を設置しないため、お風呂困窮者支援事業を実施する予定である。対象者は、現在の老人福祉センター利用者のうち、希望する者及び自宅に入浴施設がなく、清潔保持に困っている高齢者とし、事前登録の上、利用していただくこととなる。場所は、大野島の特別養護老人ホーム大川荘前にある社会福祉法人大川鶴唳会が以前設置していた小規模多機能型居宅介護施設ひまわり苑の入浴施設及び休憩室であり、生活支援バスを利用し、健康福祉センターからひまわり苑までの送迎を実施する。入浴は、月火木金の週4日実施し、事故防止のため、出発前に検温や自動血圧計による体調チェックを行い、午後1時頃に健康福祉センターを出発し、入浴及び休憩時間を90分程度設

け、午後3時頃に戻ってくるよう計画しているとのことであります。また、健康福祉センターは、通年的に健康課が介護予防事業や健診事業を実施する拠点であることから、直営で管理していくが、新型コロナウイルス感染症への対応を円滑に進めるため、健康課健康推進係を本庁舎の健康課内に移転するとともに、現在の保健センターの部屋やトイレ等の改修工事を行い、事務室を社会福祉協議会の事務所として貸与するとのことであります。

委員会では、入浴が週4日となった理由についてただしたところ、送迎を行うための人員の確保、受入れ側の体制として、業務に従事する人が週4日までは可能であること、お風呂を沸かすための水道代や光熱費、風呂掃除や見回り等の人件費を合わせると、1回につき1万円程度の費用がかかり、その実費分を社会福祉法人大川鶴唎会に支払う予定であること、また、生活支援バスは6地区を月水金、火木土の2つに分けて運行しているため、生活支援バス利用者が週2日はお風呂を利用できるようにすることを考慮し、週4日とした旨の答弁がなされました。

さらに、社会福祉法人大川鶴唎会に業務委託を行うのか、また、けがや事故があった場合の責任の所在についてただしたところ、責任の所在等については、協定という形で、細かく決めてお願いしようと考えている旨の答弁がなされました。

委員からは、事故がないとは限らないので、ぜひ詳細にわたって協定書に組み込んで、しっかりと協定してほしい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正により、産科医療補償制度が見直されたため、出産育児一時金の支給額について、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、産科医療補償制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられるが、一方で、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持すべきとされたことに伴い、本市国民健康保険給付規則第4条第2項に規定している出産育児一時金の加算分の金額も、産科医療補償制度の掛金と同額としていることから、1万6千円を1万2千円に引き下げ、支給総額42万円から1万2千円を差し引いた金額が40万8千円となるため、本市国

民健康保険条例第6条第1項に規定している出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に改正するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税のうち未就学児に係る均等割額が軽減されるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、本市国民健康保険税納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、均等割額の2分の1を軽減するものであり、具体的には、現行の医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割額の合計額は3万8千円で、所得に応じ軽減措置を行っているが、来年度からは、軽減なしは1万9千円、2割軽減は1万5,200円、5割軽減は9,500円、7割軽減は5,700円となる。実質軽減率としては、軽減なしは5割軽減に、2割軽減は6割軽減に、5割軽減は7.5割軽減に、7割軽減は8.5割軽減になるとのことです。

また、条文中の文言の整理や条文の表現等に不備があった箇所についても、併せて改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第65号 令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の異動等に伴う人件費の調整のほか、国民健康保険税賦課システム改修業務委託料及び令和2年度国民健康保険普通交付金返還金等について、3,445万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億1,481万2千円とするものであります。これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰入金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第66号 令和3年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し

上げます。

今回の補正は、職員の異動等に伴う人件費の調整を行うため、1,252万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億6,334万4千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第70号 指定管理者の指定について御報告申し上げます。

本案は、大川市社会体育施設である大川市民体育館、大川中央公園運動広場、テニスコートの3施設に係る、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

今回の指定管理者の応募団体は1者であり、内部委員5名と外部委員2名で構成される指定管理者選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、審査の結果、1,000点満点中676点で、最低基準点の500点を上回っていたことから、NPO法人ペラダ大川が指定管理候補者に選定されたとのことです。

委員会では、使用料の規定に昔の部分がそのまま残っており、改正したほうが良い部分があると聞いているが、周辺の体育館の使用料や減免規定などを参考にして市と指定管理者で検討を行い、使用料の規定を改正することについてただしたところ、指定管理者の収入にも関わってくるので、今後、協議を行いたいと思う旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第57号 大川市立学校施設の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 大川市公民館施設使用条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 大川市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和3年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和3年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第67号 令和3年度大川市水道事業会計補正予算外1件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第67号 令和3年度大川市水道事業会計補正予算外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議案第67号及び議案第68号につきましては、両議案ともに職員の異動に伴う人件費の調整を行うものでありますので、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第67号 令和3年度大川市水道事業会計補正予算につきましては、1款1項営業費用を844万円減額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費も同額補正し、8,222万5千円にしようとするものであります。

次に、議案第68号 令和3年度大川市下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収支及び資本的支出における給与費等の補正により、補正予定額124万3千円の増額となり、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費も同額補正し、4,796万9千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第67号及び議案第68号の両議案とも、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第67号 令和3年度大川市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和3年度大川市下水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日お手元に配付のとおり、市長から議案第72号 令和3年度大川市一般会計補正予算の議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第72号 令和3年度大川市一般会計補正予算を議題といたします。

これから議案の朗読を省略し、提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

改めて、皆様おはようございます。本日ここに、追加として提案させていただきました議案第72号 令和3年度大川市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための

経済対策のうち、子育て世帯に対して子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給するとされた子育て世帯等臨時特別支援事業等について、追加提案させていただくものであります。

内容といたしましては、歳入歳出予算の補正をお願いするものであり、その概要について御説明申し上げます。

民生費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援給付金2億2,090万円、子育て世帯等臨時特別支援事業対応システム改修業務委託料150万円等、計2億2,510万1千円を計上いたしております。

衛生費につきましては、ごみ計量関連機器更新工事費1,130万4千円を計上いたしております。

商工費につきましては、中小企業者等月次支援金2,000万円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は、2億5,640万5千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金をもって充当する次第であります。

議員各位におかれましては、本議案につきまして特段の御配慮をいただき、何とぞ御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平木一朗君）

提案理由の説明は終わりました。

それでは、これからただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、議案を所管する委員会に付託いたします。

お手元に配付しております議案付託表のとおり、議案第72号を総務委員会に付託いたします。

ここで総務委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、総務委員会に付託しておりました議案第72号 令和3年度大川市一般会計補正予算

を議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第72号 令和3年度大川市一般会計補正予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、本委員会では、審査の過程におきまして、各款にわたり質疑、意見等が交わされたところではありますが、委員長報告につきましては簡潔なものとしたので、御理解をいただきたいと思っております。

説明によりますと、今回の補正は、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のうち、子育て世帯に対して子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給するとされた子育て世帯等臨時特別支援事業等について、歳入歳出予算の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

民生費には、子育て世帯等臨時特別支援給付金2億2,090万円、子育て世帯等臨時特別支援事業対応システム改修業務委託料150万円等、計2億2,510万1千円が計上されております。

衛生費には、ごみ計量関連機器更新工事費1,130万4千円、商工費には、中小企業者等月次支援金2,000万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は、2億5,640万5千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金及び繰越金をもって充当することとあります。

委員会では、まず、3款2項2目児童措置費の子育て世帯等臨時特別支援給付金に関し、5万円の現金給付時期についてただしましたところ、極力早く対応し、児童手当受給者には今月22日に口座振込を予定している旨の答弁をいただいたところでございます。

次に、4款2項2目塵芥処理費のごみ計量関連機器更新工事費に関し、工事の時期についてただしましたところ、年内に暫定的に改修工事を行い、本格的な工事については年明けに行う予定である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第72号 令和3年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番馬淵清博君、6番西田学君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る11月29日に招集されて以来、議員各位の熱心な審議、また、執行部の温かい配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを厚くお礼申し上げます。

本年を顧みますと、昨年来、新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るい、緊急事態宣言が再三にわたり発令されるなど、自粛生活を余儀なくされる一年となりました。

現在、本市においても、ワクチン接種の効果により、重症化に対する一定の歯止めと新規感染者の抑止効果は出ておりますが、南アフリカで確認された新たな変異株、オミクロン株が世界各国で急速に拡大しており、政府は最も警戒レベルの高い変異株に指定し、水際対策をはじめとする感染拡大防止策を講じておられます。

また、感染抑止と経済対策の両立に向け、12月6日召集の臨時国会において、過去最大と

なる55兆7,000億円の財政支出を打ち出されております。

新型コロナウイルス感染症が早期に終息し、日常生活を取り戻すことができるよう、願うばかりであります。

このようにコロナ禍における厳しい状況は続いておりますが、本市において、3月には有明海沿岸道路の大川東インターチェンジと大野島インターチェンジ間の開通により、広域交通網の整備が進み、あわせて、「大川の駅」構想についても、環有明海地域の一体的な経済的浮揚の起爆剤として、また、九州佐賀国際空港にほど近い福岡県の玄関口として、国内外からの誘客に大いに期待できる施設となるよう計画が進められております。

また、10月には、大川中央公園内に子育て支援総合施設モッカランドがオープンいたしました。子育てに優しい本市の新たなランドマークとして定着し、大川の子どもたちが健やかに育っていくことを願っております。

大川市議会といたしましても、本市の発展、さらなる活性化に向け、一致協力して取り組んでいかなければなりません。議員皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

今年も余すところ残り僅かとなりました。皆様におかれましては、お体にも十分留意され、御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますよう、また、来年が平穏な一年となりますよう、心から祈念申し上げまして、挨拶といたします。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。市長。

○市長（倉重良一君）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、提案いたしました全ての議案につきまして慎重御審議の上、御議決賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程におきまして、議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては十分尊重しながら、市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

振り返りますれば、この一年もコロナに追われた一年でございました。市民の皆様は各種行事が中止されるなど、あるいはお仕事に影響が出るなど、大変な一年をお過ごしだったことというふうに思います。

そういう中ではありましたが、ワクチン接種は市民の皆様のお協力、そして、職員の課を超えた対応によりまして、2回のワクチン接種がスムーズにいったところがございます。市

政運営は、なかなか大変な中ではございましたが、何とか市政を前に進めていくという覚悟の下、職員一同やってまいりました。先ほど議長にも触れていただきましたが、10月にはモッカランドがオープンし、そして、DXを始めております。大川の未来をつくるべく、「大川の駅」の整備にも着実に進めているところでございます。

また、志し半ばで、我々を応援してくださっていた小川洋前福岡県知事が退職をされ、そして、先にお亡くなりになりました。さぞ心残りではなかったかと思えます。改めて心から哀悼の意を表したいというふうに思います。

また、引継ぎをされました服部新知事におかれましては、県政に停滞を招かないということで、就任その日から全力で我々の基礎自治体に対しても厚い御支援を賜っております。知事選をはじめ、近隣では各首長選挙もたくさんございました。そして、何より岸田新政権が誕生し、総選挙もあったところでございます。

私といたしましては、大川と大川市民のために、政治の流れ、波間をよく見ながら、舟をこいでまいりたいというふうに思っております。

今後、先ほど御議決賜りました子育て世帯等臨時特別支援給付金でありますけれども、大川市内では、早い人、プッシュ型で振込ができる方には、先ほど委員長報告の中にもありましたが、22日に振込をいたします。福岡県内では、最も早い振込をする自治体となる予定でございます。これも職員一同よく頑張ってくれております。

そして、年明けには本格的に3回目のワクチンの接種が始まりますので、これら即応すべき課題をきちとこなしながらも、未来に向けて、未来をつくってまいりたいというふうに思っております。さらに、12月はふるさと納税のシーズンとも言われております。議員各位におかれましても、大川を応援してくださる方々にぜひともお声がけをいただければというふうに思います。

今後とも、議員の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げまして、そして、議員各位におかれましても、来るべき年が心穏やかに過ごせるよき年をお迎えいただきますことを心から祈念いたしまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

これにて令和3年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時18分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 平 木 一 朗

大川市議会議員 馬 淵 清 博

大川市議会議員 西 田 学